

### 調査報告書

平成 年 月 日株式会社◎◎(設立中)の(注 1)設立時取締役及び設立時監査役に(注 2)選任されたので、会社法第4.6条(注 3)の規定に基づいて調査をした。その結果は次のとおりである。

### 調査事項

(※少額財産の場合) (注 4、注 5)

1. 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項(会社法第33条第10項第1号に該当する事項)

定款に定めた現物出資をする者は発起人●●であり、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

#### 記

所 在 千葉県●●市●●町○丁目

地 番 ○番○

地 目 宅地

地 積 100.50㎡

定款に記載された価額 金5,000,000円

これに対して割り当てる設立時発行株式 普通株式 株

上記不動産は、時価金500万円と見積もられるべきところ、定款に記載した価額は時価と同額の500万円であり、これに対して割り当てる設立時発行株式の数は普通株式株であることから、当該定款の定めは正当なものと認められる。

2. 発起人●●の引受けにかかる株について、平成 年 月 日現物出資の目的たる財産の給付があったことは、別紙財産引継書により認める。

3. 平成 年 月 日までに払込みが完了していることは、別紙「払込みのあったことを証する書面及びその附属書類」により認める。

4. 上記事項以外の設立に関する手続きが法令又は定款に違反していないことを認める。

上記のとおり会社法の規定に従い報告する。

平成 年 月 日

株式会社◎◎

設立時取締役	■■■■■	㊟
同	■■■■■	㊟
同	■■■■■	㊟
設立時監査役	■■■■■	㊟

(注1) 定款による選任の場合、「株式会社◎◎（設立中）の定款をもって・・・」

(注2) 監査役を設置しない株式会社の場合、「設立時取締役に選任されたので・・・」

(注3) 募集設立の場合、「会社法第93条」 となる

(注4) （市場価格のある有価証券の場合）

1. 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項（会社法第33条第10項第2号に該当する事項）

定款に定めた現物出資をする者は発起人●●であり、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

記

株式会社◆◆ 普通株式 ■■■株

この価額 金12,000,000円

これに対して割り当てる設立時発行株式 普通株式 ■■■株

上記有価証券は、時価1200万円以上であり、当該定款の定める価額は相当なものと認める。

(注5) （弁護士等の証明がある場合）

1. 定款に記載された現物出資財産の価額に関する事項

定款に定めた現物出資をする者は発起人●●であり、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対し割り当てる設立時発行株式の種類及び数は下記のとおりである。

記

所 在 千葉県●●市●●町○丁目

地 番 ○番○

地 目 宅地

地 積 201.00㎡

定款に記載された価額 金10,000,000円

これに対して割り当てる設立時発行株式 普通株式 ■■■株

上記不動産に関し、会社法第33条第10項第3号の規定に基づく弁護士等の証明書及び不動産鑑定士の鑑定評価書を受領しており、これを調査した結果、正当であることを認める。